

令和7年度和歌山県農業農村振興委員会 日本型直接支払制度推進部会

多面的機能支払事業 実施状況及び令和7年度の取組について

令和8年3月18日

和歌山県 農林水産部

農林水産振興課 里地里山振興室



【本日の構成】

1. 多面的機能支払制度の概要
2. 令和7年度取組状況
3. 取組面積及び予算の推移
4. 令和8年度の拡充事項について
5. 令和7年度の推進啓発について
6. 令和8年度の推進啓発について

1. 多面的機能支払制度の概要

1. 多面的機能支払制度の概要

4

◎多面的機能支払交付金の目的

- 地域資源の適切な保全管理の推進により、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮
- 担い手農家への農地集積等構造改革を後押し

多面的機能を支える
地域資源の質的向上を図る
共同活動を支援する

多面的機能支払交付金の活動項目と要件



1. 多面的機能支払制度の概要

5

◎支援の対象となる組織

: 活動組織もしくは広域活動組織

○活動組織・広域活動組織の構成員

: 農業者・非農業者・各種団体(自治会・土地改良区など)

※資源向上(共同活動)に取り組むには農業者以外が組織に参加することが必要

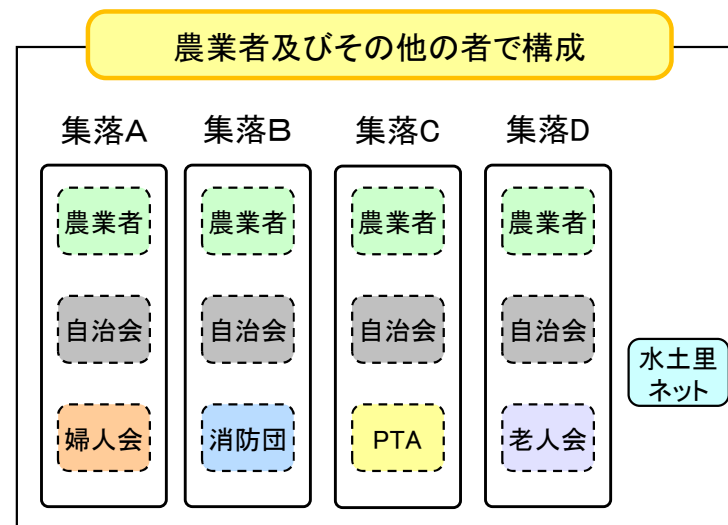
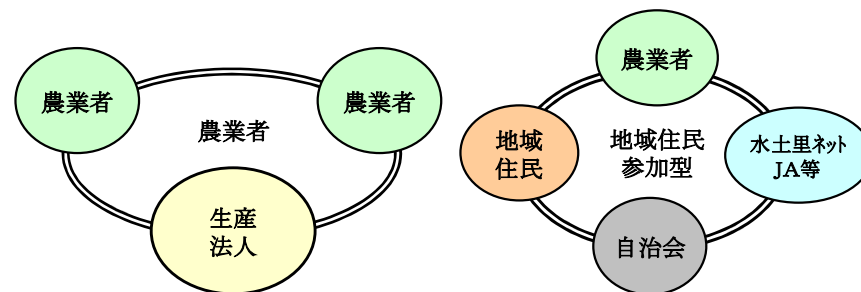
○広域活動組織の要件

: 対象区域内農用地200ha以上もしくはS25.2.1時点の市町村区域程度

※中山間地域等は50ha以上もしくは3集落以上

◎対象となる農用地

- ・農振農用地区域内の農用地
- ・農振農用地区域外で、一体となって
保全管理すべき農用地



2. 令和7年度取組状況

2-1.農地維持支払の取組状況(令和7年度)

7

市町村名	農地維持支払、資源向上支払(共同)、資源向上支払(長寿命化)のいずれかに取り組む組織								
	活動組織数	R6 組織数	取組面積(ha)			R6面積	1組織当たり平均面積	対前年増減 (R7-R6)	
			【交付対象農用地面積】						
				田	畑			組織数	取組面積
和歌山市	1	1	17.5	15.9	1.6	17.4	17.5	0	+ 0.1
海南市	33	37	877.2	25.7	851.5	1,000.3	26.6	- 4	- 123.1
紀美野町	1	4	8.9	5.3	3.6	34.1	8.9	- 3	- 25.2
紀の川市	55	57	1,933.4	695.7	1,237.7	1,969.1	35.2	- 2	- 35.7
橋本市	21	20	220.4	155.6	64.8	201.1	10.5	+ 1	+ 19.3
かつらぎ町	15	15	222.5	60.5	162.0	262.3	14.8	0	- 39.8
九度山町	2	2	37.1	23.2	13.9	37.1	18.6	0	0
有田市	10	11	433.8	14.0	419.8	467.0	43.4	- 1	- 33.2
湯浅町	5	5	315.0	1.0	309.0	336.6	63.0	0	- 21.6
広川町	12	12	359.6	69.7	289.9	368.2	30.0	0	- 8.5
有田川町	49	51	1,437.6	56.3	1,381.3	1,557.2	29.3	- 2	- 119.6
御坊市	7	7	178.7	141.6	37.1	176.7	25.5	0	+ 2.1
美浜町	1	1	41.1	40.4	0.7	41.1	41.1	0	0
日高町	16	16	145.4	144.2	1.2	153.9	9.1	0	- 8.6
由良町	3	3	63.8	29.0	34.8	71.3	21.3	0	- 7.5
印南町	6	6	118.0	75.9	42.1	118.0	19.7	0	0
みなべ町	19	16	789.7	71.1	741.8	760.1	41.6	+ 3	+ 29.6
日高川町	17	19	330.6	140.2	190.4	344.8	19.4	- 2	- 14.2
田辺市	15	16	530.1	20.0	510.1	559.1	35.3	- 1	- 29.0
白浜町	16	16	246.9	230.6	16.4	281.9	15.4	0	- 34.9
上富田町	13	13	205.8	86.6	119.2	206.5	15.8	0	- 0.7
すさみ町	3	3	39.4	34.9	4.6	40.3	13.1	0	- 0.9
新宮市	1	1	40.5	40.3	0.2	40.5	40.5	0	0
那智勝浦町	3	3	94.3	90.4	4.0	98.5	31.4	0	- 4.2
古座川町	2	2	16.3	16.3	0.0	17.8	8.2	0	- 1.5
25市町	326	337	8,704	2,284	6,437	9,161	26.7	- 11	- 457

2-2.資源向上支払の取組状況(令和7年度)

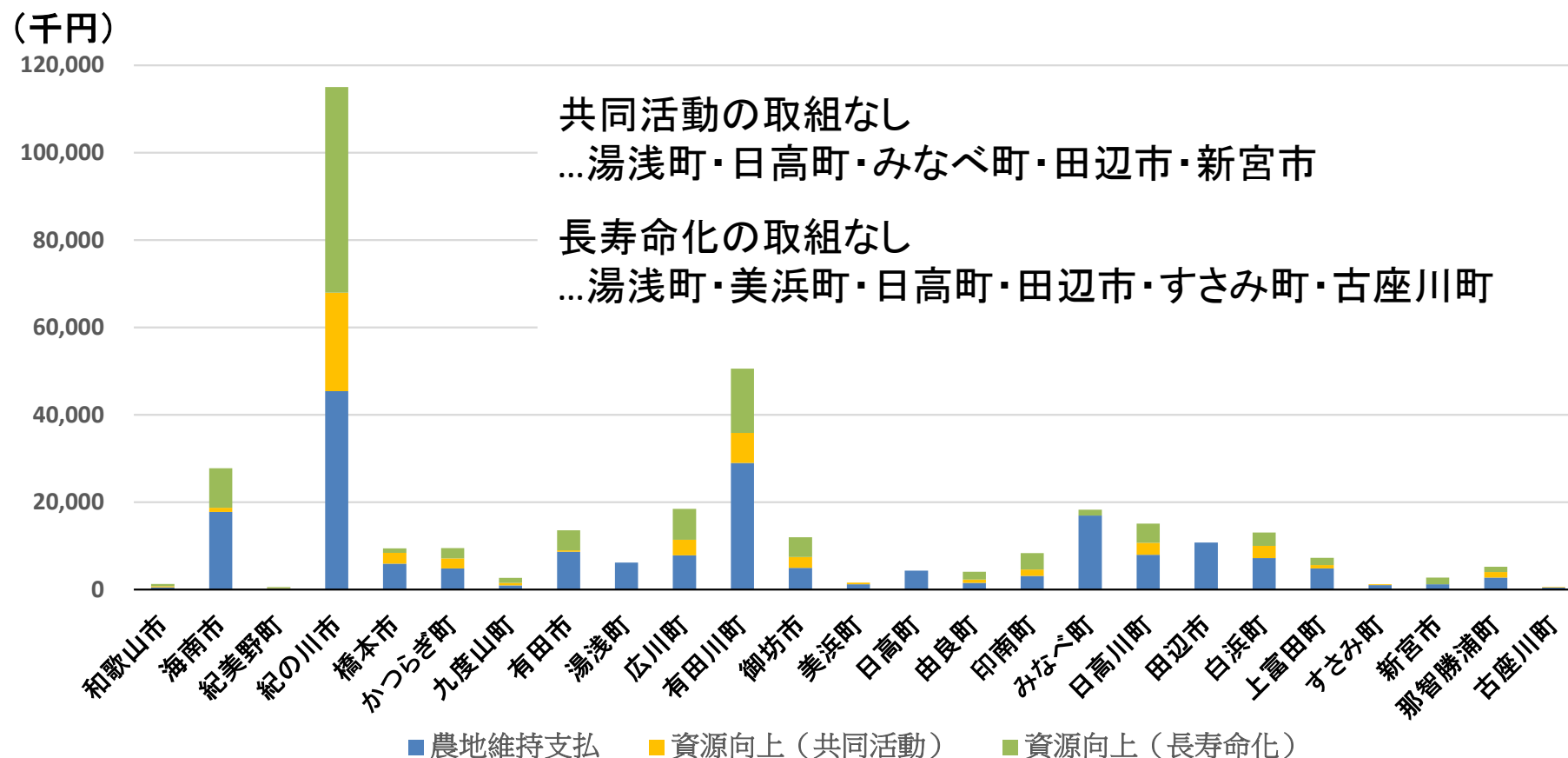
8

市町村名	資源向上支払(共同)に取り組む組織					
	R7 活動組織数	R6 組織数	対象農用地面積 (ha)		対前年増減 (R7-R6)	
			R7面積	R6面積	組織数	取組面積
和歌山市	1	1	17.5	17.4	0	+0.1
海南市	4	4	82.5	175.0	0	-92.5
紀美野町	1	2	8.9	75.7	-1	-66.9
紀の川市	51	53	1,821.9	1,862.1	-2	-40.2
橋本市	8	6	139.6	110.1	+2	+29.5
かつらぎ町	7	8	173.6	183.7	-1	-10.2
九度山町	2	2	37.1	37.1	0	0
有田市	1	1	31.3	31.3	0	0
湯浅町					0	0
広川町	11	11	356.3	365.1	0	-8.8
有田川町	20	18	718.7	739.1	+2	-20.4
御坊市	7	7	178.7	176.7	0	+2.1
美浜町	1	1	19.3		0	
日高町					0	0
由良町	3	3	63.8	71.3	0	-7.5
印南町	6	6	118.0	118.0	0	0
みなべ町					0	0
日高川町	11	12	229.8	237.2	-1	-7.4
田辺市					0	0
白浜町	9	9	159.5	159.1	0	+0.4
上富田町	4	4	53.5	53.6	0	-0.1
すさみ町	1	1	16.5	16.9	0	-0.4
新宮市					0	0
那智勝浦町	2	2	59.9	60.4	0	-0.5
古座川町	1	1	4.4	5.9	0	-1.5
19市町	151	152	4,291	4,496	-1	-205

市町村名	資源向上支払(長寿命化)に取り組む組織					
	R7 活動組織数	R6 組織数	対象農用地面積 (ha)		対前年増減 (R7-R6)	
			R7面積	R6面積	組織数	取組面積
和歌山市	1	1	17.5	17.4	0	+ 0.1
海南市	13	12	481.2	503.6	+ 1	-22.4
紀美野町	1	2	8.9	19.1	- 1	-10.2
紀の川市	52	54	1,871.8	1,907.9	- 2	-36.1
橋本市	3		49.5		+ 3	+49.5
かつらぎ町	2	2	73.3	73.8	0	- 0.5
九度山町	2	2	37.1	37.1	0	0
有田市	4	4	275.6	273.8	0	+ 1.8
湯浅町					0	0
広川町	9	9	314.0	321.9	0	- 8.0
有田川町	22	20	838.2	868.9	+ 2	-30.7
御坊市	6	6	130.8	128.6	0	+ 2.1
美浜町						
日高町					0	0
由良町	3	3	63.8	71.3	0	- 7.5
印南町	6	6	118.0	118.0	0	0
みなべ町	3	2	92.2	63.4	+ 1	+28.8
日高川町	8	8	209.5	217.1	0	- 7.6
田辺市					0	0
白浜町	2	2	81.7	81.7	0	0
上富田町	4	3	61.1	31.5	+ 1	+29.5
すさみ町					0	0
新宮市	1	1	40.5	40.5	0	0
那智勝浦町	1	1	32.7	23.5	0	+ 9.2
古座川町					0	0
19市町	143	138	4,797	4,799	+ 5	- 2

2-3.令和7年度取組状況(交付金関係)

9

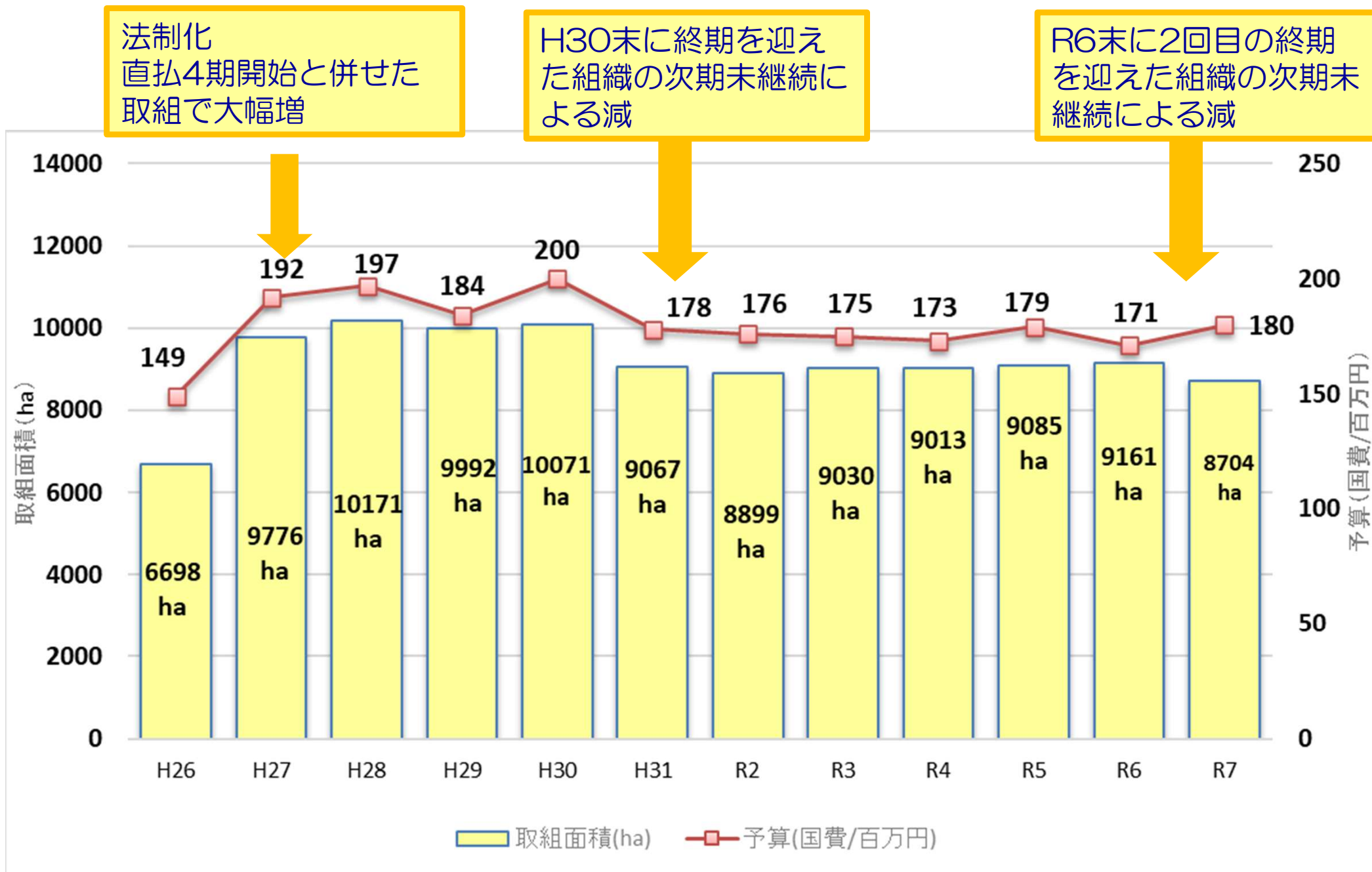


	農地維持支払	資源向上(共同活動)	資源向上(長寿命化)
要望額(円)	196,141,320	51,289,670	124, 591,317
交付額(円)	196,141,320	51,289,670	111,076,575
充当率(%)	100	100	89. 1

3. 取組面積及び予算の推移

3.取組面積及び予算の推移(和歌山県)

11



4. 令和7年度の推進啓発について

4-1.令和7年度の推進啓発について

13

①研修会の開催

→活動組織を対象とした事務研修会

②土地改良区受益地への推進

→土地改良区の推進活動

③広報活動

→県内優良事例の紹介、制度の周知等

④和歌山県内の活動組織に対してアンケート調査を実施

4-2.事務研修会の開催

14

- 活動組織を対象とした事務研修会
 - ・和歌山県と地域活動協議会が共同で作成した「活動の手引き」を活用し、活動組織の事務のポイントや多面的の基礎的な知識について解説。
 - ・今回、研修会に参加しなかった活動組織にも「活動の手引き」を配布

令和7年度改訂版

多面的機能支払交付金の
活動の手引き



熊野古道 高原

(公社)和歌山県観光連盟提供

和歌山県 農林水産部 里地里山振興室
和歌山県地域活動推進協議会



現状：近年の少子高齢化や農地転用に伴う受益者の減少により、末端水路の維持管理が困難となり、末端受益までの農業用水の安定的な供給が困難となっている

課題：いかにして末端水路の管理を継続するか

活動組織

- 交付金事務を行うための事務作業に慣れた人が必要
- 長寿命化のための工事の際は、設計や入札などのノウハウが必要

土地改良区

- 農業用水の安定供給が困難
- 土地改良施設の整備後、年数が経過し、施設が老朽化

活動組織

- 書類作成の労力が軽減され、末端水路の維持管理等、活動に専念できる。
- 施設の診断、設計や発注に当たって技術的助言などのサポートが受けられる

土地改良区

- 活動組織により末端水路が維持管理されることで、用水の安定供給が期待できる
- 事務委託収入が入ってくる

Win-Winの関係

当事者である土地改良区が制度説明を行うことは効果的であるため、引き続き土地改良区による推進活動を実施する

4-3.土地改良区の受益地への推進

17

有田川土地改良区、南紀用水土地改良区が主体となって土地改良区受益地内の農家（組合員）に多面的を推進・啓発

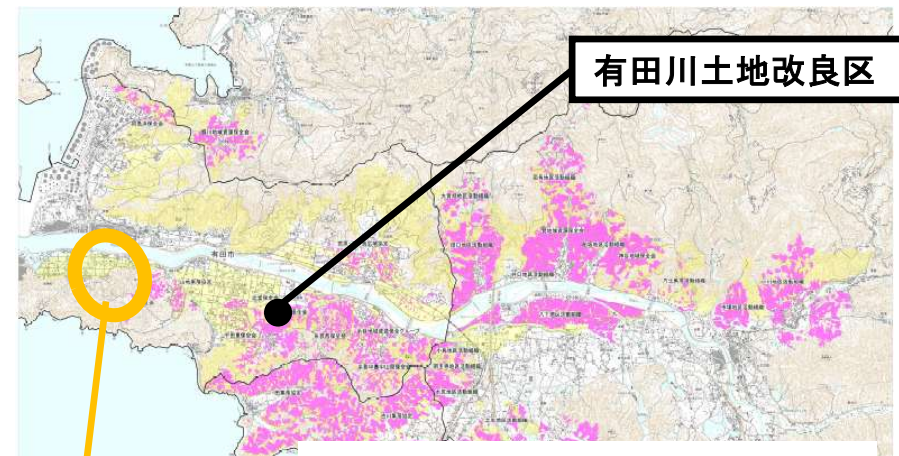


有田川土地改良区

→広域化の推進を行い、今年度から保田水路保全会が広域化を開始

南紀用水土地改良区

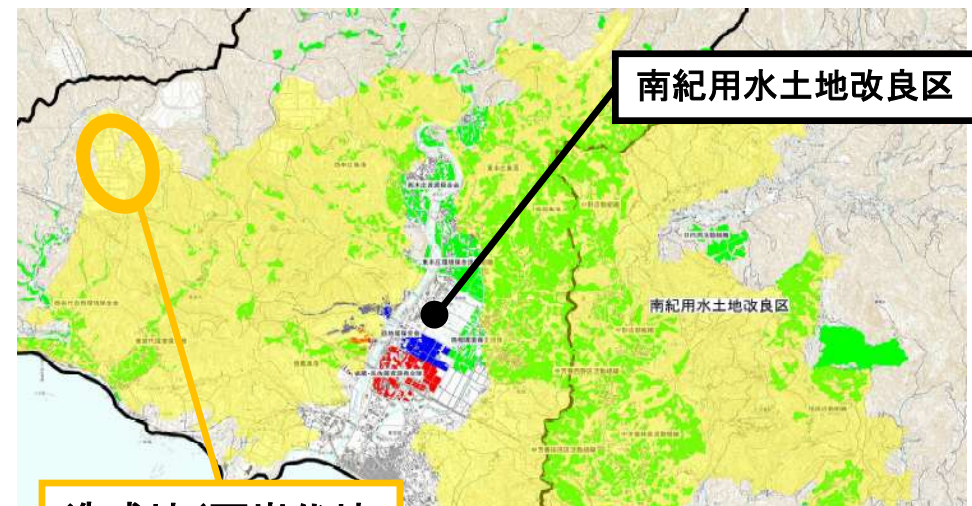
→昨年度の推進により、今年度1組織が設立し、今年度は西岩代地区を推進



有田川土地改良区

保田水路保全会の
広域化

■: 多面取組地域
■: 土地改良区受益地



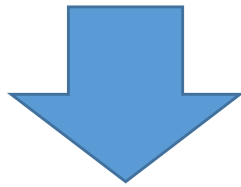
南紀用水土地改良区

造成地（西岩代地区）の組合員に多面的を推進

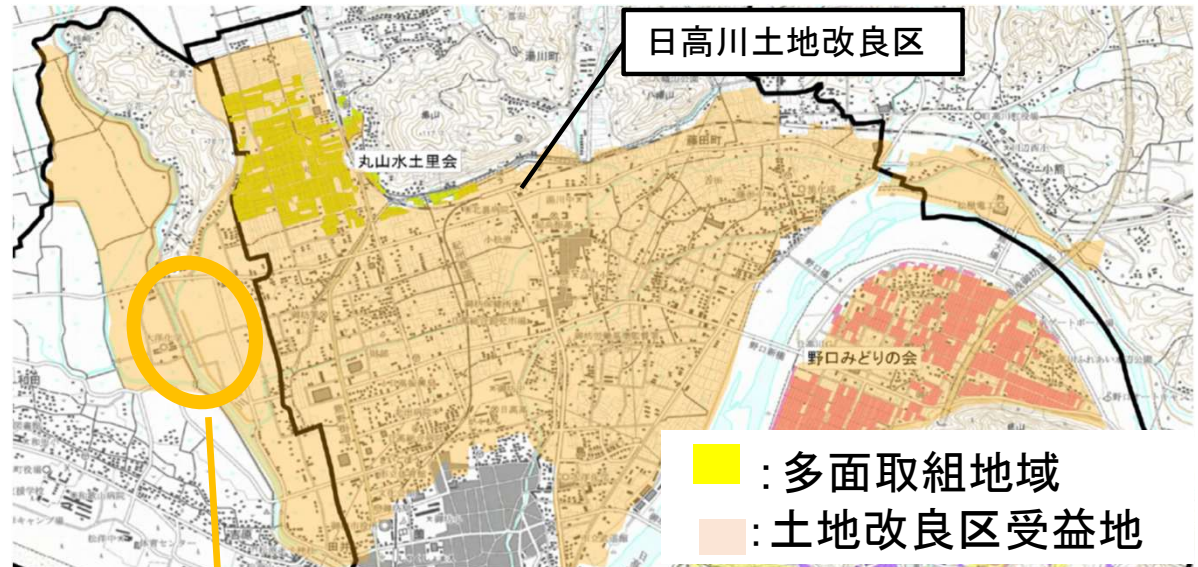
■: 多面取組地域
■: 土地改良区受益地

4-3.土地改良区の受益地への推進

○今年度からの土地改良区が受益地に啓発・推進



○推進の結果、令和9年度の1組織設立に向けて準備中



田井地区と藺地区の組合員に多面的を推進

➤活動組織向け広報紙「みんなのためN!だよ!」発行

◎広報紙の内容

○県内活動事例の紹介

○沼地区活動組織(有田市)

大学生との共同活動

○神戸環境保全ネットワーク(紀の川市)

小学生との生き物調査

○情報提供

- ・みどりチェックについて
- ・環境負荷低減について
- ・研修会のお知らせ

わかやまの多面ニュース
みんなの **ためN!** だよ!

Vol.10 (令和7年9月)



高めよう **地域協働**の力!



活動組織の紹介①・・・P2



活動組織の紹介②・・・P3



みどりチェックについて・・・P3



環境負荷低減について・・・P4



研修会のお知らせ・・・P4



発行：和歌山県地域活動推進協議会

- ①来年度の行って欲しい研修などの要望を活動組織の構成員(約250人)に調査
- ②全体の事務研修会ではなく、個別で事務について教えてほしいや、鳥獣害対策について教えてほしい等の要望があった。
- ③来年度は、新規活動組織や事務の担当が変更した組織に向けて少人数での事務研修会の開催と鳥獣害対策について講師を呼び講演を行っていただく研修会を開催予定

5. 令和8年度の推進啓発について

①資源向上支払（共同活動）の推進

→人手が不足している活動組織と地域内外の非農家等が共同で活動を実施する体制の構築を支援

②マッチングの推進

→担い手不足による共同活動の負担を軽減するため外部人材との連携を支援

③活動組織と土地改良区連携の推進

→安定的に活動を継続するために、土地改良区と活動組織の連携を支援

- ◆人手不足が見込まれる活動組織については、ワークショップを開催し、農業者と非農業者が話し合うきっかけを提供する
- ◆ワークショップによる活動計画の策定後、農業者と非農業者が継続的に共同活動を行うことができるよう、活動の体制づくりを支援
- ◆資源向上支払（共同活動）の活動内容についても、非農業者が活動に参加しやすいものを啓発していき、活動参加のきっかけづくりを支援



効果：これまでの「農業者中心の取組」が「地域全体の取組」となり、安定的な取組が期待される

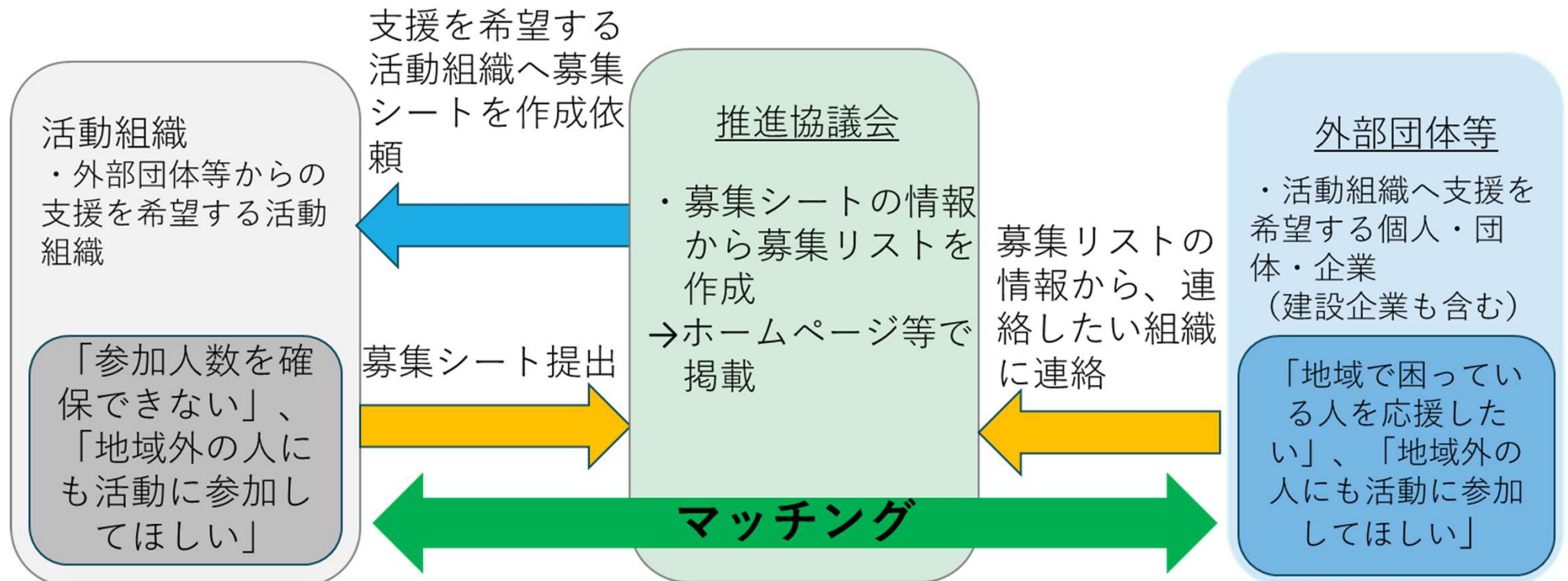
5-3. マッチングの推進啓発

24

➤ 令和8年度からの推進事業として活動組織と外部団体の連携を支援

◎背景

令和5年度に実施した多面的の施策評価のアンケート調査では、78%の活動組織(137組織)が将来(5～10年後)、活動参加者が不足するとの回答があり今年度はマッチングの運営を検討する際に、55%(108組織)が外部人材と連携したいとの回答があったため、来年度からマッチングの運営を開始する方針となった



◎県内企業や大学にマッチングについて意向調査やPR活動を行うことにより、活動組織と外部団体とのマッチング件数を増やす。



**多面的活動組織と企業・団体との
農村マッチングサイト
つながっちゃ〜る**

高めよう
地域協働の力!

農村地域における農業者の高齢化や人口減少、混住化の進行により多面的機能支払交付金制度の共同活動参加者の減少が懸念されている中、和歌山県地域活動推進協議会では、“つながって 農地を守って 次世代に”をテーマにホームページの作成に取り組んでいます。
サイトの公開は令和8年4月を予定しております。

農村マッチングサイトに登録してみませんか?

多面的活動に取り組む皆さま
お困りごとはございませんか?

草刈りの参加人数が確保できない。

地域外の人にも参加してほしい。

企業・大学、団体の皆さま
地域での農作業などを支援してみませんか?

地域で困っている人を応援したい。

時間を有効に使いたい。

※国営土地改良事業における工事の入札時に点評価制度があります。企業評価として、地域への貢献項目が追加されました。詳しくはお問合せください。

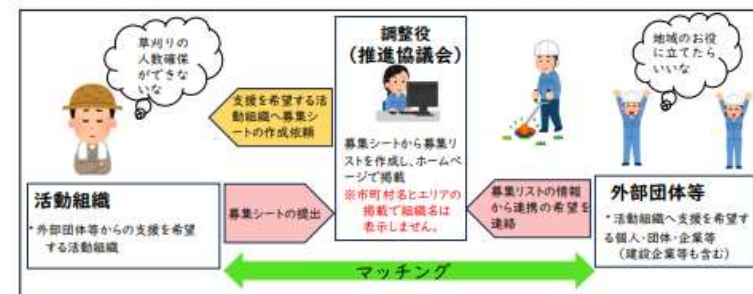
多面的活動組織の農村マッチングサイトについて
このサイトでは、多面的活動での共同活動（草刈り等）の人手不足を解消するため、民間企業や団体等と連携することをサポートします。

農村マッチングサイトへの登録は、随時受付いたします!

つながって 農地を守って次世代に

農業は、わたしたちの生命に欠かせない食料を生産する産業であり、なくてはならない存在です。
その土台となる農地を守っていくためには、地域の共同活動が重要です。
次世代に引き継げるよう少しでもチカラになればと思います。

◎農村地域（多面的活動組織）とつながる仕組み



活動組織の方

- 共同活動の人数確保が難しいなど、困っていることがあれば、地域協議会までご相談ください。
- サイト内には
- ①相談窓口を設けています。
 - ②お電話でのお問合せも受け付けています。
 - ③手伝ってもらえそうな外部団体等を検索することもできます。

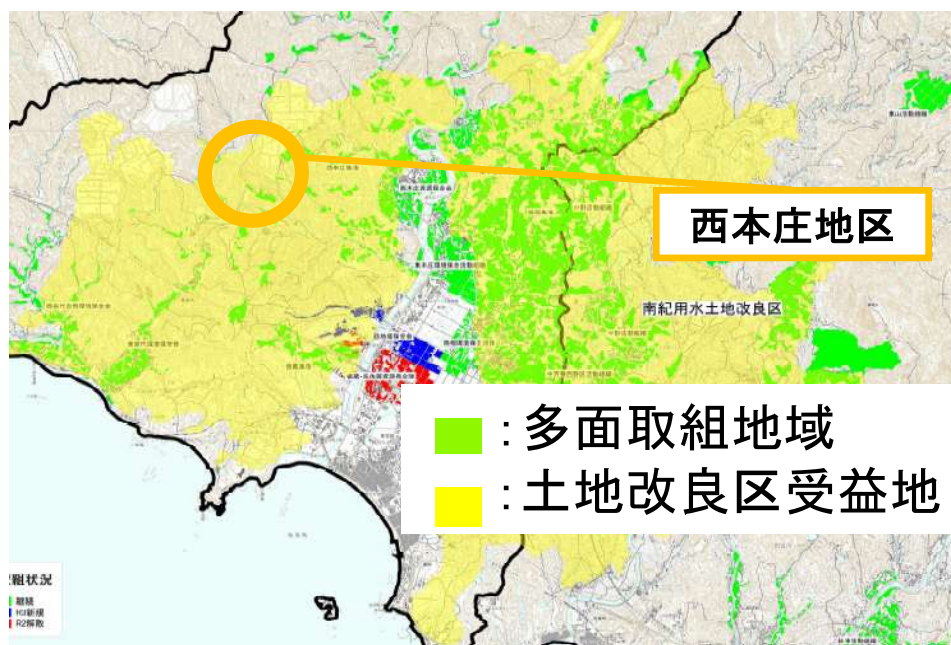
企業・団体の方

- 多面的活動組織の活動（草刈り・泥上げ等や施設の補修作業などに支援いただける場合、地域協議会までご連絡ください。
- サイト内には
- ①相談窓口を設けています。
 - ②お電話でのお問合せも受け付けています。
 - ③支援を募集している活動組織を検索することもできます。

調整役である推進協議会が、双方の条件などを考慮し、ご紹介の連絡をさせていただきます。



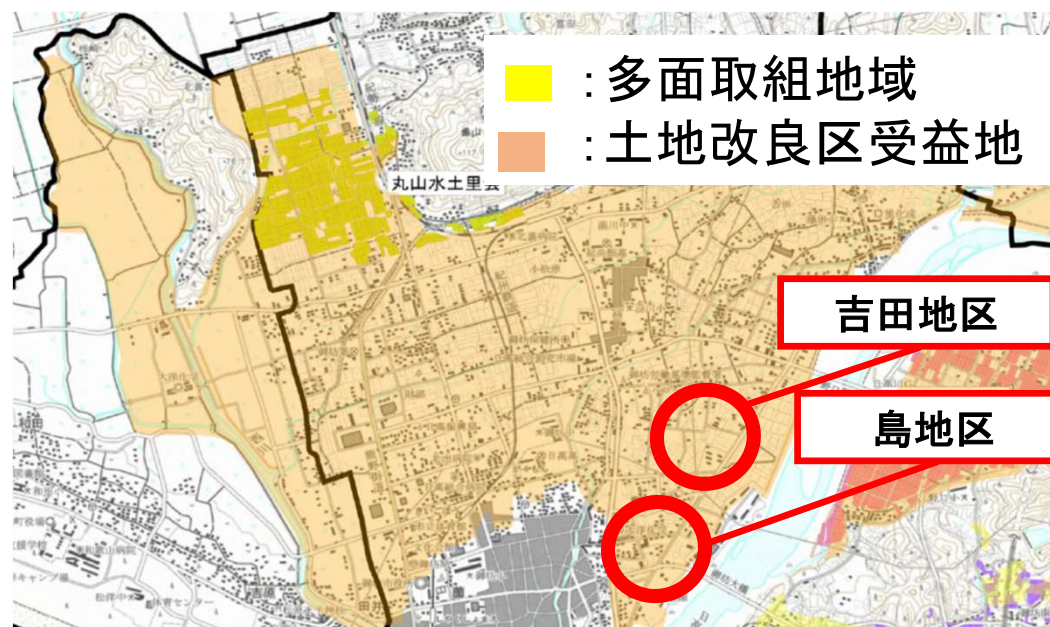
南紀用水土地改良区



南紀用水土地改良区

多面的に取り組んでいない造成地（西本庄地区）に新規取組に向けて推進・啓発

日高川土地改良区



日高川土地改良区

多面的に取り組んでいない受益地（島地区、吉田地区）に新規取組に向けて推進・啓発

補足資料

- ・資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の活動項目が必要です。

活動項目

例

遊休農地の有効活用

鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

防災・減災力の強化

やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

「対象取組」の実施要件は、これまでの環境保全型農業直接支払交付金（全国共通取組、地域特認取組）における実施要件と同様とし、5割低減の取組と組み合わせた取組であることと併せ、以下のとおりとします。

長期中干し

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日間以上の中干しを実施すること。

冬期湛水

- ① 主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組において認められた主作物であり、R7年度以降も引き続き実施する場合は、この限りではない。
- ② 10月～翌年3月の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること

夏期湛水

- ① 主作物が野菜、麦類、なたね等であり、転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ② 6月下旬～9月上旬の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ③ 湛水期間中の開放水面を維持するため、深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ④ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること

中干し延期

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1か月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検・補修を実施すること。

江の設置等※1

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 水田内に江（ピオトープ、生き物緩衝帯）を設置すること。
10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は※2のとおり取組面積を調整する。
江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm以上」とする。
※2 取組面積(a (a未満切り捨て)) = 設置した長さ(m)
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から8月中旬までとする。
- ④ 湛水の状態とする期間中、江に除草剤を使用しないこと。

※1 R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた岩手県、滋賀県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能と考えています。



長期中干し



冬期湛水



江の設置

長期中干し

水田から発生するメタンの削減により地球温暖化防止効果のある取組です。

中干し延期は

水稻の中干し開始時期を延期または中干しを中止することにより、生物多様性の保全を行う取組です。

冬期湛水

冬期の水田に水を一定期間張ることで水生生物やこれらを餌とする鳥類等多様な生物の生息環境を確保する、生物多様性保全を目的とした取組です

夏期湛水

冬期湛水と同様の目的ではありますが、転作田で行う取組であり、夏の休閑期の畑に水を一定期間張るという点が異なります

2. 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）

環境負荷低減に向けた取組強化として、**農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとした。**

- 令和7年度から、全ての活動組織が環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート（様式第1－11号）は、活動期間の**最終年度の実施状況報告時**に「報告時（しました）」の欄にチェックを入れ、実施状況報告書と併せて市町村長に提出する必要があります。

2. 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）

（様式第1－11号）

農林水産省様式

申請時記入日：令和7年4月

報告時記入日：令和11年3月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート

組織名：〇〇地域資源保全会

	（1）適正な施肥	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
①	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☐	☒	☒
②	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐	☒	☒

	（2）適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
③	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	☐	☒	☒
④	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	☐	☒	☒

	（3）エネルギーの節減	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑤	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☒	☐	☐
⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☒	☐	☐

	（4）悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑦	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ ☐	☒	☒

	（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑧	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	☒	☒

	（6）生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑨	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☐	☒	☒
⑩	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☒	☒

	（7）環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐	☒	☒
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	☐	☒	☒
⑬	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	☒	☐	☐
⑭	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	☒	☒

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「（該当しない □）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の（1）のウのd及び第4の1の（3）の活動をいう。

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。